じん肺管理区分が管理2または管理3の方に対する「肺がんに関する検査」が、じん肺健康診断に追加されました。

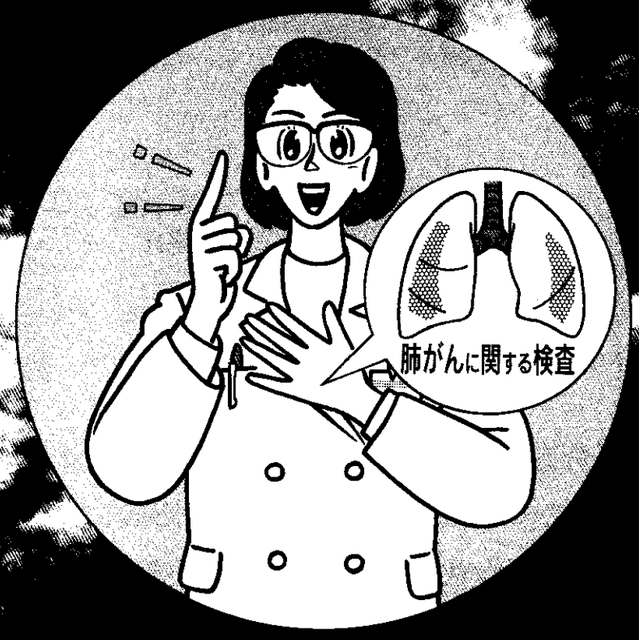

○平成15年４月から、じん肺健康診断の検査の一つとしてじん肺有所見者に対する「肺がんに関する検査（胸部らせんCT検査、喀痰（かくたん）細胞診）」の実施が事業者に義務づけられます。

○健康管理手帳を交付された方は、国の費用負担で「肺がんに関する検査（胸部らせんCT検査、喀痰（かくたん）細胞診）」を受けることができます。なお、健康管理手帳の交付を受けるには、都道府県労働局への申請が必要です。

問い合わせ先

厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署

○肺の合併症[illegible]原発性肺がんにかかった場合は、労災補償の対象となります。

じん肺と肺がん

●厚生労働省の検討会の報告書によると、じん肺の所見がある方（じん肺管理区分が管理２以上）は、原発性肺がんの発生リスクが高いとされており、年１回、「肺がんに関する検査」を受けるように提言されました。

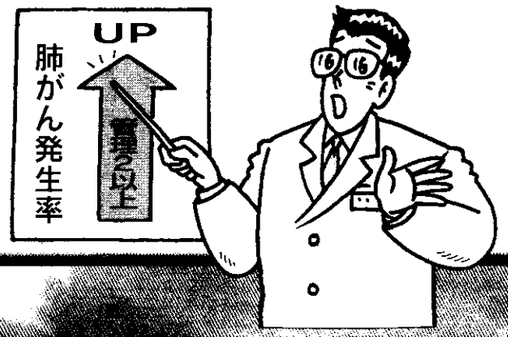

「たばこ」をやめよう

「たばこ」は、
いろいろながん、高血圧、
狭心症、心筋梗塞など、
さまざまな病気の危険因子と
されています。

じん肺の所見がある方が、
「たばこ」を吸うと、さらに、肺がんの
発生のリスクが高くなると
されていますので、
積極的に禁煙に心がけ
ましょう。

肺がんに関する検査について

○胸部らせんCT検査

●早期の肺がんを見つけることができ、早期に治療を始めることができます。また、これまでのCTに比べてエックス線の照射時間が短くてすみます。

●なお、受診者は、エックス線による健康影響などについて医師と十分に相談して検査を受けましょう。

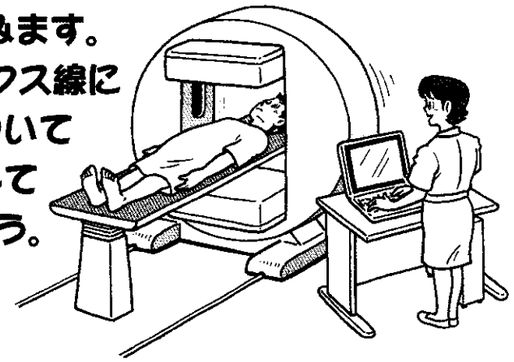

○喀痰（かくたん）細胞診

●痰（たん）の中のがん細胞などの異常な細胞がないかを調べる検査です。

労働者の方へ

受診の指示

じん肺管理区分が管理２または管理３の方

年１回、受診

事業者 → 委託 → 医療機関等

●じん肺管理区分が管理２または管理３の方は、毎年、１回、じん肺健康診断または職場の一般定期健康診断の際に、肺がんに関する検査（胸部らせんCT検査、喀痰（かくたん）細胞診）も受けることになります。

離職者の方へ

健康管理手帳交付の申請

じん肺管理区分が管理２または管理３の方

年１回、受診

健康管理手帳の交付

都道府県労働局 → 受診医療機関の指定 → 指定医療機関等

●じん肺管理区分が管理２または管理３の離職者の方は、都道府県労働局に健康管理手帳の交付申請ができます。

●健康管理手帳の交付を受けた場合は、都道府県労働局が指定する医療機関で肺がんに関する検査を国の費用負担で受けることができます。

●なお、既に、健康管理手帳の交付を受けている管理３の離職者の方も手続が必要ですので、最寄りの都道府県労働局にご相談ください。

◎じん肺の管理区分の決定が必要な方は、いつでも随時申請ができますので、最寄りの都道府県労働局にご相談ください。

『肺がんに関する検査』が、じん肺健康診断に追加されました。

じん肺健診は事業者の義務です。

じん肺法施行規則が改正され、「原発性肺がん」が、じん肺の合併症として追加されることに伴い、じん肺健康診断における合併症の検査の一つとして、年１回、じん肺有所見者に「肺がんに関する検査」を行うことが事業者に義務づけられました。

肺がんに関する検査の対象者と時期について

● じん肺管理区分が管理２または管理３である労働者については、定期に行われるじん肺健康診断（1年以内ごとに１回、または３年以内ごとに１回実施）の際に、合併症の検査の一つとして「肺がんに関する検査」を行うことになります。

● 上記のうち、じん肺管理区分が管理２で現在非粉じん作業に常時従事している労働者については、定期のじん肺健康診断が３年以内ごとに１回であるので、そのじん肺健康診断が行われない年には、労働安全衛生法に基づく一般の定期健康診断（１年以内ごとに１回実施）の機会を捉え、定期外のじん肺健康診断として、「肺がんに関する検査」を行うことになります。なお、この場合には、じん肺法第12条に基づくじん肺管理区分の決定等の手続をとる必要はありません。

肺がんに関する検査の内容について

● 「胸部らせんCT検査」と「喀痰（かくたん）細胞診」を行うことになります。

● 胸部らせんCT検査は、早期の肺がんを見つけることができ、早期に治療を始めることができます。また、これまでのCTに比べてエックス線の照射時間が短くてすみます。なお、受診者は、エックス線による健康影響などについて医師と十分に相談して検査を受けることが重要です。

● 喀痰（かくたん）細胞診は、痰（たん）の中にがん細胞などの異常な細胞がないかを調べる検査です。

施行期日について

● 平成15年４月１日から施行となりますので、それまでに、肺がんに関する検査の実施についてじん肺健康診断を委託している健康診断機関や医療機関等と相談してください。

離職者について（労働安全衛生規則の一部改正）

● じん肺管理区分が管理２または管理３の離職者は、都道府県労働局に健康管理手帳の交付申請を行い、健康管理手帳の交付を受けた場合には、都道府県労働局が指定する医療機関等で、肺がんに関する検査を国の費用負担で受けることができるようになります。なお、既に、健康管理手帳の交付を受けているじん肺管理区分が管理３の離職者も手続が必要になります。

● これから離職する方にも、この改正内容をお知らせください。

お問い合わせ先：厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署

予防と対策

厚生労働省の検討会の報告によれば、じん肺の所見がある者は、肺がんのリスクが高いとされています。じん肺を予防するため、粉じんばく露防止対策の実施状況を点検し、その徹底を図りましょう。

Ⅰ 粉じんばく露防止対策について

- 粉じん発生の少ない生産工程、作業方法等への改善および原材料の変更等
- 密閉化、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置の設置、湿式化等の対策の実施
- 全体換気装置の設置等の対策の実施
- 作業環境測定に基づく作業環境の評価および評価結果に基づく適切な作業環境改善措置の実施
- 呼吸用保護具の着用の徹底および適切な使用
- 粉じん作業に従事する労働者に対する特別の教育または特別の教育に準じた教育の実施
- 局所排気装置等の定期的な検査および点検
- たい積粉じんによる二次的発散防止のための清掃の実施
- 粉じん作業場以外の場所への休憩設備の設置

Ⅱ 具体的な粉じん障害防止対策について

具体的な対策については、「粉じん障害防止規則(http://www.jaish.gr.jp/hor_s_shsi/206)」および「粉じん障害防止総合対策推進要綱(http://www.jaish.gr.jp/hor_s_shsi/100077)」に定められています。さらに、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(http://www.jaish.gr.jp/hor_s_shsi/100151)」、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン(http://www.jaish.gr.jp/hor_s_shsi/954)」等の通達が示されていますので、それらに基づいて、再点検をしましょう。

Ⅲ 禁煙のすすめ

- 「たばこ」は、いろいろながん、高血圧、狭心症、心筋梗塞など、さまざまな病気の危険因子とされています。
- 「たばこ」を吸っている人は、「たばこ」を吸っていない人に比べ、肺がんなどの発生リスクが高いことが知られています。
- じん肺の所見のある方(じん肺管理区分が管理２以上)は、肺がんの発生リスクが高まり、喫煙が加わると、さらに、発生リスクが上昇するとされています。
- このため、粉じん作業に従事する労働者に対して、教育等の機会を捉えて、特に積極的に禁煙を働きかけることが重要です。

じん肺有所見の方に発生した肺がんの労災補償上の取扱いが変わりました

じん肺の所見がある方に発生した原発性の肺がんについて、
平成14年11月11日以降、労災補償の対象が以下のように変更となりました。

改正前

じん肺管理区分が
管理3又は管理4と決定された方
（管理3又は管理4に相当すると認められる方を含む）

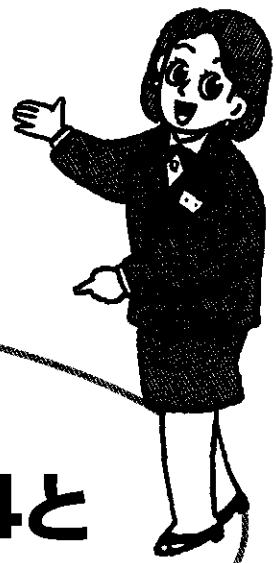

改正後

じん肺管理区分が
管理2、管理3又は管理4と
決定された方
（管理2、管理3又は管理4に相当すると認められる方を含む）

厚生労働省では、「じん肺と肺がんは医学的関連性を有している」とする専門家による検討会報告書を踏まえ、じん肺の所見がある方に発生した肺がんの労災補償上の取扱いを平成14年11月11日に改正し、都道府県労働局に対して通達しました。また、平成15年4月1日以降、原発性の肺がんは、じん肺の法定合併症として取り扱われます。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

じん肺有所見の方（管理2以上）に肺がんが発生した場合の取扱い

これまでの取扱いでは、医療実践上の不利益の存在を理由として、じん肺管理区分が管理3若しくは管理4、又は管理3若しくは管理4に相当すると認められる方に発生した**原発性の肺がん**（肺がんのうち、肺以外の部位から転移したものではない肺がんを指します。以下単に「肺がん」といいます。）を労災補償の対象としてきました。しかしながら、新しい取扱いでは、じん肺と肺がんとの医学的因果関係が認められたことを理由として、じん肺管理区分が管理2、管理3又は管理4と決定された方に発生した肺がんについて、労災補償の対象となりました。

また、じん肺管理区分が管理１と決定された方又はじん肺管理区分の決定を受けていない方については、肺がんの症状確認日以前のエックス線写真を用いて、じん肺法に定める随時申請によるじん肺管理区分の決定を受けていただき、労働基準監督署は、その結果を踏まえて業務上であるか否かの判断を行うこととしています。しかしながら、死亡や重篤な疾病にかかっているといった理由から、随時申請を行うことが不可能又は困難であると認められるときは、労働基準監督署において労災請求の受理後、肺がんの症状確認日以前のエックス線写真、肺機能検査結果、胸部臨床所見などを収集し、それらの資料をもとにじん肺の進展度及び病態を総合的に判断した結果、じん肺管理区分が管理2、管理3又は管理4に相当すると認められる方に発生した肺がんも、労災補償の対象となります。

なお、労働基準監督署では、平成14年11月11日以降、保険給付の支給又は不支給の決定を行うものはこの取扱いにより決定します。

石綿肺の所見がある場合の取扱い

石綿にさらされる業務を行い、その結果、石綿肺の所見がある方に発生した肺がんは、従前から、じん肺管理区分にかかわらず、業務上の疾病として取り扱われています。

じん肺の所見がある方（管理2以上）に発生した肺がんに関する労災補償制度や手続きに関する詳細については、都道府県労働局労働基準部労災補償課又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。